

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の  
保護・自立支援に関する計画（第3次）

＜中間案＞

平成25年12月

京 都 府

# 目 次

<u>I 計画の改定にあたって</u>	• • • 1
● ドメスティック・バイオレンスに対する基本的考え方	
1 改定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
<u>II 改定の視点</u>	• • • 3
1 暴力を許さない社会の実現	
2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～危機介入から自立支援まで～	
3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立	
4 関係機関等との連携協力体制の推進	
<u>III 計画の体系</u>	• • • 4
● 施策の体系	
<u>IV 現 状</u>	• • • 6
1 取組の経緯	
2 DVの実態	
<u>V 計画の内容</u>	• • • 9
● 基本目標I DV被害に気づく環境づくり	
◇ 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	
◇ 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	
● 基本目標II 暴力を許さない意識・環境づくり	
◇ 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化	
● 基本目標III 総合的な相談・保護体制の充実	
◇ 重点目標4 相談体制の充実・強化	
◇ 重点目標5 緊急保護の充実	
◇ 重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援	
◇ 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実並びに 男性被害者への対応	
● 基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化	
◇ 重点目標8 支援策の充実・強化	
◇ 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート	
◇ 重点目標10 関係機関の連携強化	
● 基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進	
◇ 重点目標11 民間支援団体との連携・支援	
◇ 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実	
◇ 重点目標13 苦情処理体制の整備	
<u>【参 考】</u>	• • • 23

## I 計画の改定にあたって

### 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者等<sup>※</sup>からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景とし、被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、そのほとんどが外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や、更にはDV家庭に育つ子どもへの専門的支援が必要です。

※配偶者等：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に定める「配偶者」だけでなく恋愛関係にある者等も含みます。

### 1 改定の趣旨

平成21年3月に改定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（計画期間：平成21年度～25年度）の改定にあたっては、現計画を基本に、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすものです。

### （参考）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「DV防止法」（平成13年法律第31号）が制定されました。法が施行され、保護命令制度及び都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始されました。

その後、平成16年5月には、DVの定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力にも対象拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2箇月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月2日施行されるとともに、基本方針が策定されました。

さらに、平成19年7月には、保護命令制度の拡充（生命または身体に対する脅迫行為にも対象を拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令の発令）、基本計画の策定及びDV相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月11日に施行されるとともに、併せて基本方針が変更されました。

今回、平成25年7月の改正では、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっていることから、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたところです。

## 2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画として策定するものであり、あわせて「京都府男女共同参画推進条例」に基づく計画としても位置付けるものとします。
- ・ 本計画は、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものです。
- ・ 市町村、関係機関、関係団体、そして府民一人ひとりにおいても、この計画の趣旨を踏まえ、DVを防止し、暴力を許さない社会を築くため積極的な取組が実施されることを期待するものです。

## 3 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

## II 改定の視点

### 1 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、広く府民の理解を深め、DVを防止し暴力を許さない社会の実現、府民が日々安心して暮らせる信頼の京都府づくりを進めます。

### 2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～危機介入から自立支援まで～

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進します。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、同伴者等も含めた総合的な支援を実施します。

### 3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立

都市と農山漁村、歴史と産業が織りなす地域文化、少子高齢化の進行等地域の特性により、DVに対する認識や相談体制などの社会資源も異なることから、地域の特性を重視し、府と市町村がそれぞれの役割を担い、相互の協力により地域の実情・課題に応じた支援体制を確立します。

### 4 関係機関等との連携協力体制の推進

被害者支援は、豊富なノウハウを持つ民間支援団体など幅広い関係機関、大学も含めた関係団体との連携・協働が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、行政区域を越えた広域対応も必要です。また、近年の命を脅かす重大事案の発生に鑑み、加害者対応も含め警察との連携協力を推進するとともに、被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、これらの関係機関と連携し、情報共有体制を更に推進します。

### III 計画の体系

#### ● 施策の体系

##### 基本目標I DV被害に気づく環境づくり

###### 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ① カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供（拡充）
- ② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）
- ④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）
- ⑤ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底

###### 重点目標2 被害者を理解し、孤立せないための気づきの促進

〈職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨〉

- ① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
- ④ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施（拡充）【再掲】
- ⑤ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開（新規）【再掲】
- ⑥ DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】
- ⑦ 通報の趣旨の周知

##### 基本目標II 暴力を許さない意識・環境づくり

###### 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

〈年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ① 保育所・幼稚園、学校等あらゆる場において、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にする心を育む教育の実施
- ② あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデータDV等に関する情報提供及び啓発を実施
- ③ データDVに関する予防啓発の推進及び効果的な啓発手法の研究（拡充）
- ④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施（新規）
- ⑤ 企業におけるハラスメント・メンタルヘルス講習等を活用した研修の実施（拡充）

〈加害者への対応〉

- ① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
- ② 加害者に気づき・変化を与える手法の検討
- ③ 男性相談窓口設置の検討（新規）
- ④ 加害への気づきを促す情報提供（新規）

〈市町村の取組への働きかけ〉

- ① DV基本計画策定の働きかけ及び支援

##### 基本目標III 総合的な相談・保護体制の充実

###### 重点目標4 相談体制の充実・強化

〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ① 市町村における相談窓口の明確化及び府内関係課の連携強化（府内ネットワークの構築）（拡充）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援（拡充）
- ③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成（拡充）
- ④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施（新規）
- ⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ（新規）

〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ① DV相談支援センターや保健所の婦人相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施（新規）
- ② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施（新規）

〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ① 市町村間の連携による転居を伴う被害者への継続的支援の実施（新規）
- ② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実（新規）
- ③ 府、市町村、警察等相談窓口機関との連携や民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備

###### 重点目標5 緊急保護の充実

- ① 被害者の状況に対応した一時保護委託先の確保（新規）
- ② 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ③ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ④ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑤ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑥ 警察との連携によるストーカー被害者への支援（新規）

### 重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

- ① 要保護児童地域対策協議会と連携した子どもへの支援の充実（拡充）
- ② 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先市町村の要保護児童地域対策協議会と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実（新規）
- ③ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用や加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等における市町村への働きかけ
- ④ スクールカウンセラーの活用など学校や保育所等における子どもの見守り・支援体制の充実（拡充）

### 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実並びに男性被害者への対応

- 〈外国人被害者への支援〉
  - ① 外国人支援団体と連携した相談対応の充実
  - ② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援（新規）
  - ③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続の説明等を掲載したリーフレット等の作成
- 〈障害のある人や高齢者の被害者への支援〉
  - ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
  - ② 障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実
- 〈男性被害者への支援〉
  - ① 男性被害者支援のあり方の検討（新規）
  - ② 男性相談窓口設置の検討（新規）【再掲】

## 基本目標IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

### 重点目標8 支援策の充実・強化

- ① 一時保護から母子生活支援施設への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実（拡充）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援（新規）
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ（新規）
- ④ 段階的な社会的自立に向けた「ステップハウス」の効果的な活用（拡充）
- ⑤ 府営住宅優先入居における弾力的運用の検討と市町村における優先入居等への働きかけ

### 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

- 〈被害者の生活の安定と心のケア〉
  - ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
  - ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
  - ③ ハローワークやジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実
  - ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実
- 〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉
  - ① 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポート」の効果的な活用（拡充）
  - ② 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実（新規）

### 重点目標10 関係機関の連携強化

- ① 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実（拡充）
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化

## 基本目標V 被害者の状況に応じた支援体制の推進

### 重点目標11 民間支援団体との連携・支援

- ① 民間シェルターの一時保護機能の充実・強化
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成（拡充）
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援（拡充）

### 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

### 重点目標13 苦情処理体制の整備

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

## IV 現 状

### 1 取組の経緯

京都府では、DV防止法の施行前から婦人相談所においてDV関連の相談や一時保護を実施しており、平成14年度の同法完全施行後においては、DV相談支援センターを設置し、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、DV対策の中心となる府民生活部、健康福祉部及び警察本部による連絡会議を設置し、関係機関と連携した施策の総合的、効果的な推進を図ってきました。

さらに、平成15年度からは、男女共同参画センターに、DVに特化した専門相談窓口（DVサポートライン）を開設するとともに、自立支援のためのグループカウンセリングなどを開催する一方、DV相談支援センターにおいては、増加する被害者と同伴する子どもへの支援策（一時保護委託先の確保、通訳の派遣、保育士の配置、府営住宅への優先入居等）の充実を図ってきました。

平成18年度には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（以下、「京都府DV計画」という。）を策定し、DV防止集中啓発事業を実施する中で、DVカードの設置や啓発講座の実施など相談に向けた情報提供、一時保護委託先の充実を含め民間支援機関等への支援強化等を図ってきたところです。

京都府DV計画改定（平成21年度）後は、平成22年度に家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立、また将来にわたって被害者にも加害者にもならない、未然防止としてのデートDV（交際相手からの暴力）に関する予防啓発も強化してきました。

多くの市町村においては、相談窓口が開設され、近隣市町村や関係機関とのネットワークが構築されるなど、被害者支援の取組が強化されました。

また、DV相談支援センター、相談支援機関、警察、福祉事務所、母子生活支援施設、民間支援機関との連携や民生児童委員を始めとする地域で活動する支援機関等との連携も進んできたところです。

しかしながら、平成24年度に京都府が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」では、約7割の人が京都府の施策を知らないという結果であり、真に支援を必要とする人に必要な情報が届くことが重要であることから、市町村等と連携した啓発の充実と、二次的被害<sup>\*</sup>を防止するための市町村及び警察での連携体制の強化、きめ細やかな相談・保護から社会的自立に向けたサポートなど、より一層、市町村をはじめ、警察や大学も含めた関係団体等と連携した取組と、一方では、被害者が地域で安全に生活するために、加害者に対する対策が求められています。

※二次的被害：被害者と接する者の不適切な対応により、被害者に生じる更なる被害のこと

## 2 DVの実態

(平成25年版男女共同参画白書（内閣府）から抜粋)

### 【配偶者からの暴力についての被害経験】

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）を実施した。同調査によると、これまでに結婚したことのある人（2,598人）のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%、男性3.3%、「1,2度あった」という人は、女性22.3%、男性15.0%となっており、1度でも受けたことがある人は、女性32.9%、男性18.3%となっている。

### 【配偶者間における暴力の被害者の多くは女性】

警察庁の統計によると、平成24年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む。）間ににおける殺人、傷害、暴行は4,457件、そのうち4,149件（93.1%）は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は153件中93件（60.8%）とやや低くなっているが、傷害は2,183件中2,060件（94.4%）、暴行は2,121件中1,996件（94.1%）、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている。

### 【配偶者暴力相談支援センター等への相談件数】

配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しており、平成25年3月現在、全国222か所（うち市区町村が設置する施設は49か所）が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。23年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は8万2,099件で、毎年度増加している。

また、法施行後平成24年12月末までの間に、警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、26万6,341件（平成24年の対応件数は4万3,950件）で、ここ数年、毎年増加している。

### 【保護命令の申立て及び発令状況】

終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は2万2,959件（79.2%）、そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたのは1万392件（45.3%）となっている。また、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたのは、2,411件（10.5%）、「子」への接近禁止命令が発令されたのは8,968件（39.1%）、「親族等」への接近禁止命令が発令されたのは、1,188件（5.2%）となっている。

## 「配偶者等からの暴力に関する調査」\* からみた府内の状況

平成24年度に府が府内に在住の満20歳以上の男女2,000人を対象に実施

### 【配偶者等からの暴力の被害経験】

女性の37.2%、男性の21.7%が「配偶者等から暴力を受けたことがある」と回答し、女性の5.3%（男性の0.6%）が配偶者からの行為により「命の危険を感じた」と回答しました。

その一方で、被害を「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した女性は53.7%、男性は85.8%に上ります。また、相談した人の相談先は「家族・親戚」（64.3%）、「友人・知人」（59.3%）と、「専門の相談支援機関」（10.7%）よりも、周囲の人々に相談した割合が高くなっています。（相談先は複数回答。）

交際相手からの暴力の被害経験については、女性の17.7%、男性の6.2%が「あつた」と回答しました。

### 【配偶者等からの暴力を見聞きした経験】

「配偶者や交際相手から暴力を受けている（過去に受けた経験のある）人が周囲にいる（暴力を受けた（受けている）かもしれないと思う人がいる）」と回答した割合は21.8%でした。

周囲の人の暴力被害に気づいて、「暴力を受けている人を医療機関や相談機関に連れて行った」は3.0%、「暴力を受けている人に相談先を紹介した」は10.3%、「警察に通報した」は1.8%でした。一方、55.0%が「何もしなかった」と回答しました。「暴力を受けている人に対して、我慢するように話した」と回答した人も1.4%ありました。

### 【京都府の取組の認知度】

京都府が行っている配偶者等からの暴力の防止に関する施策については、「京都府配偶者暴力相談支援センターでのDV専門相談、来所相談」が14.5%、「京都タワーの紫色ライトアップ及び京都駅前街頭啓発」が8.8%などでしたが、67.4%が「知っているものはない」と回答しました。

#### ※ 「配偶者等からの暴力に関する調査」

##### 1 調査方法

- (1) 調査地域 京都府全域（京都市を含む府内市町村）  
(2) 調査対象 府内在住の満20歳以上の男女2,000人  
(3) 調査方法 インターネット調査

京都府内のインターネット調査専用モニターの中から、満20歳以上の男女を年代・地域毎に人口比に応じて割当

- (4) 調査期間 平成25年3月13日～平成25年3月25日

##### 2 回収結果 2,000人（内訳）男性 971人（48.55%）、女性1,029人（51.45%）

##### 3 調査項目

- (1) 配偶者暴力防止法の認知度  
(2) 配偶者等からの暴力に関する考え方  
(3) 配偶者等からの暴力の被害経験  
(4) 交際相手からの暴力の被害経験  
(5) 配偶者等からの暴力を見聞きした経験  
(6) 京都府の取組の認知度